

Q&A 送り仮名について

Q 国語教科書(五年上)に所収の詩「ガラス窓の向うで」に出てくる「向う」の送り仮名が、付録152ページ「向う」¹と違っているのはなぜですか。



教科書五年上 30～31ページ

A 教科書は、原典を尊重して編集するのは当然のことですが、原典のままでは、教材ごとに表記がばらばらになりかねません。国語科は、国語表記そのものも学習の対象になりますから、仮名遣いや送り仮名の付け方などについては、何らかの基準に従って統一する必要があります。教科書作成の基になる「義務教育諸学校教科用図書検定基準」の中で、教科書の表記の基準は次ページ上のようになっています。

このように、教科書の送り仮名は、「送り仮名の付け方」(内閣告示第2号)の本則と例外とに従って付けられているのです。したがって、「向う」は、一般的には、152ページのよう「向う」と表記していません。

ではなぜ、五年上31ページ「ガラス窓の向うで」では、「向う」となっているのでしょうか。

「ガラス窓の向うで」は、立原道造(たてはらみちぞう)大正三年昭和十四年・一九一四 一九三九)の詩です。

詩や短歌・俳句などの韻文は、限られた字数の中に作者の思いやイメージが凝縮されて表現されています。文字の並び方、仮名遣い、送り仮名など、表記全般にわたっての表現すべてが作品そのものと考えられます。例えば、四行で書かれた詩を二行にしたり、漢字表記

義務教育諸学校教科用図書検定基準
第2章 各教科共通の条件
3 正確性及び表記・表現

- (3) 漢字、仮名遣い、送り仮名、ローマ字つづり、用語、記号、計量単位などの表記は適切であつて不統一はなく、別表に掲げる表記の基準によつてゐる。

別表

送り仮名

- (1) 「送り仮名の付け方」(昭和48年内閣告示第2号)の通則1から通則6までの「本則」及び「例外」、通則7並びに「付表の語」(1)のなお書きの部分を除く。)によること。ただし、次の場合には、「この限りでない」。
- A 固有名称、歴史的名称などを書表する場合
- イ 専門的な用語を使用する場合
- ウ 原典、史料、法令などを引用する場合
- エ 漢文の送り仮名を表記する場合
- オ 漢字を記号的に用いたり、表に記入したりする場合

なお、「送り仮名の付け方」(昭和四十八年内閣告示第一号)は、『公用文の書き表し方の基準』(資料集『公文化行』)に掲載されています。

を仮名表記にしたのではイメージががらりと違ってくる。送り仮名についても、たとえ一字であっても変更することは、極力慎むべきことと考えられます。「送り仮名の付け方」(内閣告示第2号)の「前書き」の中にも、「この『送り仮名の付け方』は、科学・技術・芸術その他の各種専門分野や個人々の表記にまで及ぼさずとするものではない。」と断っています。このようにことから、光村図書では、詩や短歌・俳句などの韻文を教材化する際は、慎重に検討し、特に高学年以上では表記全般にわたってなるべく原典に忠実に従つていきます。したがって、五年上31ページでは、ルビを付けて「向う」と表記しているのです。

なお、「このような韻文の扱いについては、教科書編集の際の考え方によるもので、すべての教科書が同じというわけではありません。

「教科書ここが知りたい」は、国語編集部によく寄せられる疑問・質問にお答えするコーナーです。「こんなことを取り上げてほしい。」などのご意見を広報課までお寄せください。(FAX03-3493-5456 メール koho@mitsumura-toshu.co.jp) なお、光村ホームページも合わせてご覧ください。